

## 第956回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 令和4年5月17日（火）午後1時30分
- 2 招集場所 第一会議室
- 3 出席者 伊東教育長，齋藤委員，千木良委員，小川委員，佐浦委員 (小室委員欠席)
- 4 説明のため出席した者

嘉藤副教育長，遠藤副教育長，渋谷参事兼総務課長，高橋教育企画室長，佐々木福利課長，鏡味教職員課長，佐々木義務教育課長，遠藤高校教育課長，市岡特別支援教育課長，熊谷施設整備課長，大宮司保健体育安全課長，武田参事兼生涯学習課長，天野技術参事兼文化財課長 外

- 5 開 会 午後1時32分

### 6 第955回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第956回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

伊東教育長 千木良委員及び小川委員を指名する。  
本日の議事日程は，配布資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 5 専決処分報告

宮城県いじめ防止対策調査委員会臨時委員の人事について

### 6 議事

第1号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について

第2号議案 宮城県いじめ防止対策調査委員会委員の人事について

第3号議案 就学支援審議会委員の人事について

第4号議案 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について

伊東教育長 「5 専決処分報告」及び「6 議事」の第1号議案から第4号議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員に諮って) この審議等については，秘密会とする。  
秘密会とする案件については「9 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議等を行うこととしてよろしいか。  
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

## 9 議事

### 第5号議案 宮城県指定文化財の指定について

(説明者：嘉藤副教育長)

第5号議案について，御説明申し上げる。資料は，15ページから19ページである。

資料16ページを御覧願いたい。本件については，令和4年3月23日付けで，宮城県文化財保護審議会から「指定することが適当」と答申を受けた「花山の千年クロベ」を，文化財保護条例第32条第1項の規定により，宮城県指定文化財として指定しようとするものである。「花山の千年クロベ」は，栗原市花山本沢岳山に所在する樹齢1,000年以上と推定される「クロベ」の大木であり，現在は，栗原市指定

天然記念物「千年クロベ」として指定されているものである。

資料18ページを御覧願いたい。クロベは、ヒノキ科クロベ属に属する日本固有の常緑針葉樹で、本州北部から四国の範囲に自生している。急峻な尾根筋や岩地などの土壌が貧弱で乾いた場所や、湿地周縁の湿度が高い場所に生育し、乾燥にも湿気にも強い特徴がある。栗駒山の南斜面に広がるブナ林の中でも、瘦尾根や岩地の環境下では、ブナよりも優勢になることが確認されている。大きさは、平成30年の調査によれば、幹の直径は303cm、幹周りは950cm、樹の高さは約21.5m、枝の広がり約16～18mに及び、国内有数の規模を誇る。地上付近の幹は、落雷により、一部、空洞化、炭化した部分も認められるが、現時点で樹勢に顕著な衰えは見受けられない。

以上のように、本件は国内有数のクロベの大木で、その代表例としての価値を有しているほか、栗駒山の植生や地勢を知る上でも学術的価値が高いと評価できることから、県指定天然記念物「花山の千年クロベ」として指定することが適当であると判断した。

なお、管理については、平成31年2月15日付けで「千年クロベ」が栗原市指定天然記念物に指定されたのを機に、栗原市が樹の中心から半径9mの範囲を国から借り受け、市教育委員会が文化財保護条例に基づく管理責任者となり保護体制を整えているが、県指定後も、引き続き、市教育委員会が管理責任者となり、保護していくこととしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) ( 質疑なし )

伊 東 教 育 長 ( 委員全員に諮って ) 事務局案のとおり可決する。

## 10 課長報告等

### (1) 各高等学校に期待される社会的役割等(スクール・ミッション)の再定義及び三つの方針(スクール・ポリシー)の策定について

(説明者：教育企画室長)

各高等学校に期待される社会的役割等(スクール・ミッション)の再定義及び三つの方針(スクール・ポリシー)の策定について御説明申し上げます。資料は、1ページから2ページ及び別冊である。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。「1 これまでの経緯」についてであるが、令和3年1月の中央教育審議会の答申などを踏まえて、令和3年3月に、学校教育法施行規則等の一部改正が行われた。その中で、高等学校の設置者には、「高等学校に期待される社会的役割等」いわゆるスクール・ミッションを再定義することが望まれるとされたほか、高等学校は、そのスクール・ミッションを踏まえて、「三つの方針」いわゆるスクール・ポリシーを策定し、公表することとされた。

「2 社会的役割等(スクール・ミッション)の再定義」についてであるが、まず(1)策定の趣旨については、高校の在り方を検討する上で、各学校が育成を目指す資質・能力を明確化することが重要であることから、各高校の存在意義や期待されている社会的役割、目指すべき高校像について、スクール・ミッションとして再定義することとした。

「(2)内容」については、第2期宮城県教育振興基本計画、各高等学校の校訓、歴史や伝統、設立の経緯、これまでの各高等学校が実践してきた教育活動を踏まえて、現在各高等学校が地域社会で果たしている役割や育成する生徒像について整理している。

「(3)意義及び効果」については、スクール・ミッションを再定義することで、学校の存在意義、期待される社会的役割、目指すべき学校を問い直すことができるほか、全教職員で学校の在り方、今後の方向性を共有することができると考えている。さらに、学校の取組等が明確になることで、外部への情報発信がしやすくなり、中学生が学校を選択するための一助になるものと考えている。

次に、資料2ページを御覧願いたい。「3 三つの方針(スクール・ポリシー)の策定」についてであるが、「(1)策定の趣旨」としては、高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものへと再構成すること、各高等学校の教育の継続性を担保すること、特色・魅力ある教育の実現に向けた整合性のある指針として公表することの3点となっている。

「(2)内容」については、1つ目は、各学校が高等学校学習指導要領の定めるところにより育成を目指

す資質・能力に関する方針，グラデュエーション・ポリシーである。2つ目は，教育課程の編成及び実施に関する方針，カリキュラム・ポリシーである。3つ目は，入学希望者の受入れに関する方針，アドミッション・ポリシーである。

「(3) 意義及び効果」についてであるが，まず，生徒にとって，グラデュエーション・ポリシーは，そこに示された資質・能力を身につけることが高校生活の目標となる。また，カリキュラム・ポリシーはグラデュエーション・ポリシーで示された資質・能力を身につけるための，卒業までの学習の道筋となる。

次に，教職員にとって，グラデュエーション・ポリシーは，日々の教育活動の最終的な目標であり，生徒が卒業する時にはそこで示された資質・能力が身に付くよう，育成していくこととなる。また，グラデュエーション・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに基づいて，年間指導計画の策定や日々の授業の実施・改善を行うこととなる。

さらに，入学希望者にとって，グラデュエーション・ポリシーやカリキュラム・ポリシーは学校選択時の参考情報であり，アドミッション・ポリシーは学校選択時の判断基準や入学に向けた目標となる。

なお，各高校のスクール・ミッション，スクール・ポリシーについては別冊資料として添付しているので，後ほど御覧願いたい。また，これらのスクール・ミッション及びスクール・ポリシーについては，近日中に教育委員会及び各学校のホームページに掲載する予定である。

本件については，以上である。

( 質 疑 )

小 川 委 員

このように目指す資質・能力の方針を明確にしていくことは，各学校の特色や伝統等を表現していくということであり，プラスの方向に働くことだと思う。一方で，中学生や高校生，その保護者にも伝わりやすい表現かという点については課題が残ると思う。また，仮に，この内容を理解しないまま入学した生徒が，これらのポリシーに合わないとなった場合にどのように受け入れていくのかなど，他にも課題があるように感じた。

教育企画室長

ミッションやポリシーについては，可能な限りわかりやすい表現を心がけたつもりではあるが，中学生にとっては分かりづらいと感じる言葉などもあるかもしれない。そのような場合は，ホームページに掲載する際に注釈をつけるなどの工夫が必要になってくると思う。

小 川 委 員

例えば，各ポリシーは英語の表現となっているが，これらを日本語で表現した場合にどうなるのか。

伊 東 教 育 長

入学してくる中学生に対してもう少し伝わりやすくという点で何かあるか。

高 校 教 育 課 長

中学生に伝えるという点では難しいところもあるが，別冊では，各ポリシーがどういった内容なのかということは括弧書きで説明しており，これを御覧いただければ各学校においてどのような資質・能力を身につけていくことを求めているのかについて，ある程度御理解いただけるものと考えている。また，各学校で毎年開催している学校説明会において，中学生やその保護者に対し，この学校ではこういったポリシーに基づいて教育活動を行っているということをわかりやすく説明する機会は確保されているので，そういった形で周知していきたいと考えている。

小 川 委 員

各学校の教育活動や部活動，地域との関わりなどの様々な活動がどのポリシーとどのように関係するのかということ，具体的に説明するとわかりやすくなる感じた。

千 木 良 委 員

私も，中学生には難しい部分もあるように感じた。医療の分野でも，机上で作ったものが現場の思いとかけ離れてしまうということは起こりうるし，同じ現場の中でもばらつきが出てしまうこともあると思う。これらのミッションやポリシーを学校の教員がきちんと理解して，生徒や保護者にわかりやすく伝えるというように，説明する側と説明される側，双方の理解が大切である。そしてさらに，現場で実際にどのように運用され，どのような結果が生じたのかということがフィードバックされることが重要であると思う。これがないと，どうしても取り残されてしまう部分が出てきてしまうが，特に教育や医療，福祉の分野では，そういったことができるだけ少ない方が良いと感じる。

教育企画室長 今回、スクール・ミッションの再定義やスクール・ポリシーの策定に当たっては、基本的に各学校において内容を議論していただいた上で決定しているのので、その学校の教職員間における認識の共有は図られているものと認識している。フィードバックについては、今回決定したミッションやポリシーに沿ったカリキュラムになっているのか、資質・能力の育成が果たされているのかなどを、常に検証しながら教育活動の改善に繋がっていくことが重要であると考えている。

伊東教育長 学校が自己評価をして、外部からも評価してもらうという取組は既に行っているのので、今後はどのようなポリシーを掲げたのかということを念頭に置きながら、そういった評価を進めていく必要もあると考えている。

## (2) 第36次宮城県社会教育委員の会議及び第12次宮城県生涯学習審議会「意見書」について

(説明者：生涯学習課長)

第36次宮城県社会教育委員の会議及び第12次宮城県生涯学習審議会「意見書」について御説明申し上げます。資料は、3ページから4ページ並びに別冊及び参考資料である。

資料3ページを御覧願いたい。はじめに、「1 「意見書」の提出について」御説明申し上げます。本「意見書」は、社会教育法第17条及び生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第3項の規定に基づき、時代の要請に対応する生涯学習の振興や社会教育の在り方等を県教育委員会に提言する趣旨で、第36次宮城県社会教育委員の会議及び第12次宮城県生涯学習審議会における2年間の研究調査及び審議を踏まえ、本年4月22日に提出されたものである。

次に、「2 「意見書」の概要について」御説明申し上げます。審議テーマに「新たなステージに向けたオールみやぎの取組～継承と創造によって持続する地域～」を掲げ、持続する地域づくりのために「学びづくり・人びとづくり・絆づくり」の3つのキーワードから、継承と創造を図る提言がなされた。今回の意見書は、宮城県の現状と課題として特に「人口減少・少子高齢化」「東日本大震災から10年」「新型コロナウイルス感染症の感染拡大」「Society5.0 へのシフト」といった背景を踏まえ、持続する地域づくりのために新たな生涯学習・社会教育の方向性を示すことが重要であるとの考えから、3つの提言をいただいている。

提言1の「学びづくり」では、「全世代への社会の変化に応じた学びの提供、地域に生きる学びや実践を支援・伴走する、学んだ成果を生かす仕組みづくり」について挙げられた。人生100年時代に対応するとともに、新しい生活様式下の生涯学習・社会教育の推進や、地域住民の学びを支援・伴走することなどが重要であるとされている。

提言2の「人びとづくり」では、「地域人材の創出、若者人材の育成社会教育行政に関わる人材の育成」が挙げられた。3回の視察調査から、持続する地域づくりにはキーパーソンである人材が必要であると同時に、その方々を支援・伴走する社会教育行政の人材育成が重要であるとされている。

提言3の「絆づくり」では、「多様な主体との連携・協働、人びとの絆を育む活動の推進、地域を越えた交流の場・つながりの場・循環の場を創出する」ことが挙げられた。学び合い、関わり合い、つながり合う中で、絆をつくる社会教育・生涯学習の推進がより一層求められるとされている。

なお、詳細については、別冊の「意見書」及び参考資料「意見書の概要」を御参照願いたい。

次に、「3 今後の対応について」御説明申し上げます。これまで、人材の育成、研修会の実施、他部局との連携・協働など、審議途中であっても、できることから工夫・改善を図っているところであるが、今後、今回提言された内容を生涯学習の主要施策に反映させながら、宮城の生涯学習の振興、社会教育の推進に取り組みたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

小川委員 質問ではないが、非常に幅広い分野に関する内容となっているため、後日で構わないので生涯学習に関してレクチャーをお願いしたい。

伊東教育長 生涯学習や社会教育については、地域づくりという面などで様々な方の人生に重要な

関わりがあり、幅広い内容となっている。また、他の分野と連携する部分も多いため、改めて御説明させていただければと思う。

### (3) 宮城県指定文化財の指定解除について

(説明者：文化財課長)

宮城県指定文化財の指定解除について御説明申し上げます。資料は、5ページである。

宮城県指定文化財である多賀城跡出土漆紙文書は、漆容器の蓋として再利用された行政文書に漆が染みこみ、地中で腐らず残ったもので、昭和45年、漆紙文書としては日本で初めて多量に発掘された。

このたび、多賀城跡出土漆紙文書が「日本史研究に漆紙文書という新たな史料を提供したこと」、また「東北古代史研究を格段に進めたこと」が評価され、令和4年3月22日付け文部科学省告示第38号により国の重要文化財に指定された。よって、宮城県文化財保護条例第4条第3項の規定に基づき、重要文化財指定と同日付けで県指定が解除されたので御報告する。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) ( 質 疑 な し )

#### 1 1 資料（配布のみ）

教育庁関連情報一覧

#### 1 2 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 次回の定例会は、令和4年6月13日（月）午後1時30分から開会する。

#### 1 3 閉 会 午後2時21分

令和4年6月13日

署名委員

署名委員